

三田市災害対策本部条例の一部を改正する条例の概要

【改正趣旨】 「災害対策基本法の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 41 号）が平成 24 年 6 月 27 日に公布・施行されたことにより、当該条例において引用する法律の条文にずれが生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正背景】 これまで市町村防災会議の所掌事務としては、市町村地域防災計画の作成及びその実施の推進等のほか、「災害が発生した場合に、防災に関する情報を収集すること」及び「非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること」が所掌事務とされていた。

しかし、災害発生時、特に災害応急対策の段階では、市町村防災会議で災害に関する情報の収集等を行うよりも市町村に設置される災害対策本部において、一元的にそれらの事務を行うことが効果的であると考えられることから、市町村防災会議と災害対策本部の所掌事務について、見直し・明確化を図ると共に都道府県災害対策本部と同一の規定で定められていたものを市町村災害対策本部に見出しを法第 23 条の 2 として新たに規定されたものである。

【関係法令】 災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 41 号）

【改正内容】 趣旨【第 1 条関係】

【現行】

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、三田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

【改正】

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、三田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

【施行期日】 公布の日